

II、ベトナムの会計

1、ベトナムの会計システム

①どの企業も同じ勘定科目と勘定コードを使用しなければならない。

②会計制度の登録（営業許可取得後すぐに会計システムの登録）

会計制度の届出

- ・会計処理方法（複式）
- ・パソコン使用
- ・償却方法等

社印とサインの届出

チーフアカウントの登録

③会計監査

外国投資企業の年次財務諸表は、会計年度ごとに法定監査を受ける必要がある。

但し投資開始直後の事業活動の行われ
ない初年度は最長15ヶ月監査が認められる。

監査済財務諸表は、会計年度から3ヶ月以内に
関係省庁(投資許可証給付当局、財務省、
税務当局、統計局)への提出がいる。

2、会計帳簿の特徴

会計年度:原則自由

使用通貨:原則ベトナムドン(ドル使用は事前
の財務省許可が必要)

ドル使用も可

- ・主に外貨取引が中心の企業(輸出加工企業)
- ・ただしVAT申告年度決算、政府提出資料などには
VND表示が必要
- ・期中はわかりやすいが最終的にはVND表示が必要に
なる

記帳言語：原則ベトナム語
会計記帳は日本よりも厳格な仕訳処理を
するためやや煩雑な面がある

3、具体的な会計制度

- ①**法定資本に関する規制**
ライセンス取得時の資本金設定
総投資額は「払込資本金＋借入金」になる。

銀行口座の開設(資本金口座・経常口座・借入金専用口座)

資本金口座:外貨建口座のみの1法人1口座に限定

**海外からの法定資本金の受け入れ、返済期間
1年超の中長期借入金の受け入れとその元金
利息の支払、配当金の支払にのみ利用限定**

経常口座:通常の決済に利用

**借入金専用口座:1年超の中長期借入金の場合、
資本金口座にかえて専用口座として
利用できる。**

親会社、子会社間の長期借入金手続き

- ・ローン契約書**
- ・中央銀行親子ローン申込書**
- ・ライセンス添付**

②立替金、創立費、開業費の取扱い

イ設立前の親会社立替金の処理

親会社が現地法人にかわり立替えた費用

(土地使用権、事務所保証金、会社設立費用、交通費、宿泊代、食事代、その他現地法人が負担すべき費用)について、後日、その返済とVAT控除、損金算入のために、費用立替金契約書(日本語、ベトナム語)を用意しておいて後日、子会社から支払を受ける。

- **創立費および開業費は前払費用に計上される。**
創立費はプロジェクトの開始から企業が投資許可証を取得する時点までの期間に発生した費用で、5年償却が認められる。
開業費は投資許可証の取得後、開業(売上計上までの日)までの費用で、3年償却が認められる。

③固定資産の取扱い

イ有形固定資産(物理的形態を有する建物、機械、運搬具、備品等)耐用年数が1年以上のもの
資産の取得価額が3,000万ドン(約162,000円)以上のもの
ロ3,000万ドン未満で購入した資産で経済的に価値のある場合、単年度で一括費用処理せず、前払費用として計上し、1~3年で償却する。

ハ減価償却方法(事前に減価償却方法の登録を税務署に提出要)

定額法、定率法、生産高比例法

二耐用年数

ホ無形固定資産(物理的形態を有さないソフトウェア等)

④棚卸資産の取扱い

イ単価算定方法:継続記録法と期末棚卸法のどちらかを選択

実務上は原価計算による
継続記録法を採用

ロ期末評価:低価法による評価

⑤原価計算の方法

製品・仕掛品・原材料の原価算定のため、
原価計算が行われる。

製造を主とする企業は、製造原価算定のため、
例えば材料仕入表、材料使用表、材料原価表、
材料の使用・残高・明細書、
完成品の売上・残高・明細書を作成する必要がある。

⑥給与計算の仕方

給与計算は労働契約で定めた賃金をもとに毎月計算のうえ、所得税、社会保険料の徴収・納付が必要

⑦外貨換算差額の処理

イ取引決済時の処理

期中の為替実現損益は損益計算書に計上し、
損金・益金で処理。

□期末決算時の処理

日々の外貨建て取引に対する換算処理は原則取引の発生日における換算レートによる。

実務上は前月末の換算レートで換算する処理も可能
期末においては外貨建資産・負債の期末評価より
損金・益金が認められる。

営業前での為替損益は資本の部に計上し5年で償却